



平成 28 年 5 月 15 日発行

広報うき号外を発行しました。生活再建に向けた大切な情報をお届けいたします。ぜひご一読いただきますようお願いいたします。各世帯にお届けするほか、各避難所などにも配布しています。さまざまな情報は公式ホームページや市情報メールなどで随時お知らせしています。

なお、次号の広報うき（定期版）は6月1日（水）発行予定です。

被災した家屋などの 解体・撤去について

お問い合わせ
衛生環境課
☎32-1598

（1）被災家屋の解体撤去費用について

熊本地震で被災した家屋の解体撤去費用は、現在、国で詳細の検討が行われています。

国の補助対象は、最低限、次の要件を満たすことが必要です。

・市が主体となる解体であること

住民が解体業者などに発注した場合（住民自身が解体した場合を含む）の取り扱いは、国と調整中です。

・市から「罹災証明書」が発行されており、被災の程度が半壊以上であること

罹災証明書がない場合や、一部損壊にとどまる場合は対象となりません。

・家屋の所有者が市による解体に同意していること

解体後の新築費は対象となりません。所有者負担となります。

（2）罹災証明書が発行されない家屋などの解体撤去について

空き家、中小企業の事務所、商店、納屋などには、罹災証明書は発行されません。ただし、被災の程度が半壊以上で、市が生活環境保全上必要と認めるときは補助の対象となる場合があります。早急に解体する必要がある場合は、被災状態が確認できるように建物の全景写真を全方向から撮っておいてください。また、（3）の関係書類などを保管しておいてください。

（3）すでに解体を行ってしまった被災家屋などの費用について

制度決定前に、すでに解体を行った被災家屋などの解体撤去費用は補助の対象となる場合があります。次の関係書類などを保管しておいてください。

・解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真

・解体工事に係る契約書、見積書、領収書

・解体工事に係るマニフェスト

※マニフェストとは、廃棄物の処理が適正に実施されていることを確認する書類のことです。

※詳しい条件や手続き方法などは、決まり次第、広報紙などでお知らせします。

各行政区の災害ごみ仮置き場は 5月15日で閉鎖されます

閉鎖後のごみの搬入は**不法投棄**になりますので、絶対にしないようにしてください。

ルールを守って、早期復旧を目指しましょう！

被災住宅の応急修理制度

お問い合わせ
都市整備課
☎32-1694

地震により住居が被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要で欠くことのできない部分（屋根、壁、居室、台所、トイレ、上下水道管など）で緊急を要する箇所について、市が業者に依頼して応急修理を行います。

【対象】

- ・大規模半壊の被害を受けた場合
- ・半壊の被害を受け、自ら修理を行う資力がない場合（所得が一定以下の場合に該当します）
- ・全壊の被害を受けたが、応急修理を行うことで居住可能になる場合
- ・災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ制度を含む）を利用しない場合

【支援内容】

1世帯当たり**57万6千円を限度**に補助します。
ただし、同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなします。

【必要書類】

- ・応急修理申込書
- ・罹災証明書（コピー可）
- ・世帯全員分の住民票（罹災証明書で確認できない場合）
- ・世帯全員分の平成26年分所得証明書
（半壊の場合のみ。申請書で同意いただき市で確認できる場合は不要）

受け付けの期間や場所は現在のところ未定です。分かり次第お知らせいたします。なお、相談は随時受け付けています。どうぞご相談ください。

中小企業向け「罹災証明書」を発行します

お問い合わせ
商工観光課
☎32-1604

地震で被災した中小企業向けに「罹災証明書」を、商工観光課で発行します。

中小企業向け「罹災証明書」は、融資支援制度などを受ける場合に求められる資料となります。

申請に当たっては、必要な書類をそろえて窓口で申請してください。

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

受け付け場所 商工観光課（本庁1階2番窓口）
三角支所経済課

申請に必要な書類

- ・中小企業向け「罹災証明書」
 - ・罹災状況が分かる写真（復旧前の写真が必要です。必ず復旧する前に撮影してください）
 - ・事業所の場所が分かる地図
 - ・委任状（代表者が代理の場合）
- ※中小企業向け「罹災証明書」と委任状（代表者が代理の場合）の様式は、市ホームページでダウンロードできます。